

介護福祉士養成施設 事務手続整理表

手続事項		【計画書】(※1)	【申請書】	【届出書】
		専門学校等 ：1年前まで 実務者養成施設 ：9カ月前まで(※2)	専門学校等 ：6ヶ月前まで 実務者養成施設 ：3ヶ月前まで	変更から1ヶ月以内
申請	新規指定	○	○	
変更承認申請	1 修行年限 2 養成課程（昼間・夜間、通信課程の変更） 3 入所定員又は学級数（増加する場合）	○	○	
	4 入所定員又は学級数（減少する場合） 5 校舎の各室の用途及び面積並びに形状等 6 通信養成を行う地域（通信課程のみ） 7 添削その他の指導方法（通信課程のみ）		○(※3)	
変更届出	1 設置者の名称及び主たる事務所の所在地 2 養成施設の名称及び位置 3 学則 （修行年限、養成課程、入所定員又は学級数以外） 4 教員（専任教員、教員要件のある科目を担当する教員） 5 実習施設及び実習指導者 6 面接授業の講義室等の使用承諾（通信課程のみ） 7 課程修了の認定方法（通信課程のみ） 8 その他（養成施設長、カリキュラム等）			○
指定取消			○(※4)	
業務報告		毎年5月末までに報告		

※1 計画書が必要な申請については、計画書審査後に申請書提出となる。

※2 介護福祉士養成施設（専門学校等）の指定も受けている法人は、8ヶ月前までの提出とする。

※3 専門学校等の「4 入所定員又は学級数（減少する場合）」の提出期限は、変更日の3ヶ月前までとする。

※4 実務者養成施設の「指定取消」の申請期限は、6ヶ月前までとする。